

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌日)

条 例

恩給の年額の昭和五十四年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十号

恩給の年額の昭和五十四年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十四号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十四年三月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額が七十三万三千八百円の退職年金又は遺族年金で、六十歳以上の者に給するもの同年六月分以降の年額に関する

◇ 条 例

目 次

- 鳥取県都市公園条例
- 鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県国土利用計画地方審議会条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前項の規定の適用については、同項中「仮定給料年額」とあるのは、「仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額」とする。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十四年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十六万二千百三十二円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十四年四月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を

乗じて得た金額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして、前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十四年六月分以後、その年額を、第一項第一号中「四十六万二千百三十二円」とあるのは、「四十七万七千九百七十二円」と読み替えて、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附則

この条例は、公布の日から施行し、第二条第六項の規定は昭和五十四年六月一日から、その他の規定は昭和五十四年四月一日から適用する。

別表 (第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
六七二、四〇〇 円	六九九、三〇〇 円
七〇二、七〇〇	七三〇、七〇〇
七三三、八〇〇	七六三、〇〇〇
七六四、五〇〇	七九四、八〇〇
七九六、〇〇〇	八二七、五〇〇
八一五、五〇〇	八四七、七〇〇
八三五、二〇〇	八六八、一〇〇
八五七、四〇〇	八九一、一〇〇
八八八、九〇〇	九二三、八〇〇
九一六、二〇〇	九五二、一〇〇
九四一、五〇〇	九七八、三〇〇
九七二、三〇〇	一、〇一〇、三〇〇
一、〇〇三、四〇〇	一、〇四二、五〇〇
一、〇三七、四〇〇	一、〇七七、八〇〇
一、〇七一、六〇〇	一、一一三、二〇〇
一、一一四、三〇〇	一、一五七、五〇〇
一、一四一、五〇〇	一、一八五、七〇〇
一、一七六、七〇〇	一、二二二、二〇〇
一、二一〇、八〇〇	一、二五七、六〇〇

一、二七九、〇〇〇	一、三二八、三〇〇
一、二九七、二〇〇	一、三四七、二〇〇
一、三四九、六〇〇	一、四〇一、五〇〇
一、四一九、三〇〇	一、四七三、八〇〇
一、四九六、二〇〇	一、五五三、六〇〇
一、五三五、五〇〇	一、五九四、三〇〇
一、五七二、九〇〇	一、六三三、一〇〇
一、六二六、三〇〇	一、六八八、五〇〇
一、六五七、九〇〇	一、七二二、二〇〇
一、七四九、四〇〇	一、八一六、〇〇〇
一、七九四、六〇〇	一、八六一、七〇〇
一、八四二、一〇〇	一、九一一、八〇〇
一、九三三、四〇〇	二、〇〇六、一〇〇
二、〇二五、七〇〇	二、一〇一、四〇〇
二、〇四九、五〇〇	二、一二六、〇〇〇
二、一二五、七〇〇	二、二〇四、七〇〇
二、二三三、七〇〇	二、三一六、三〇〇
二、三四〇、七〇〇	二、四二六、八〇〇
二、四〇六、八〇〇	二、四九五、一〇〇
二、四七一、二〇〇	二、五六一、六〇〇
二、六〇二、〇〇〇	二、六九六、八〇〇
二、七三〇、〇〇〇	二、八二九、〇〇〇
二、七五五、一〇〇	二、八五四、九〇〇
二、八五五、二〇〇	二、九五七、七〇〇
二、九八一、七〇〇	三、〇八七、三〇〇

三、一〇七、八〇〇	三、二一六、四〇〇
三、二二三、〇〇〇	三、三四四、六〇〇
三、三一一、七〇〇	三、四二五、二〇〇
三、三九六、一〇〇	三、五一一、六〇〇
三、五五八、二〇〇	三、六七七、六〇〇
三、七二二、二〇〇	三、八四五、五〇〇
三、八〇四、八〇〇	三、九三〇、一〇〇
三、八八三、〇〇〇	四、〇一〇、二〇〇
四、〇四二、九〇〇	四、一七三、九〇〇
四、一一五、七〇〇	四、二四八、五〇〇
四、二〇〇、一〇〇	四、三三四、九〇〇
四、三五一、八〇〇	四、四九一、三〇〇
四、五一八、三〇〇	四、六五八、七〇〇
四、五九八、七〇〇	四、六九一、三〇〇
四、六七四、七〇〇	四、七二二、一〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が六七二、四〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が四、六七四、七〇〇円を超える場合においては、当該給料年額をそれぞれ仮定給料年額とする。

鳥取県都市公園条例をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十一号

鳥取県都市公園条例

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第二条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- 四 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 五 鳥獸類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 六 たき火をすること。
- 七 立入禁止区域内に立ち入ること。
- 八 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

九 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

十 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で知事が定めるもの

(行為の制限)

第三条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 物品の販売その他の営業を行うこと。

二 物品を頒布すること。

三 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

四 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前二項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第四条 法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項又は第二項の許可を受けることを要しない。

(利用の禁止又は制限)

第五条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

きる。

(公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第六条 法第五条第二項及び法第六条第二項の条例で定める事項は、別表第一のとおりとする。

(法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第七条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

一 都市公園の占有をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

二 占有物件に対する物件の添加で、当該占有をする者が当該占有の目的に付随して行うもの

(使用料)

第八条 法第五条第二項若しくは法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者(法第九条の規定により知事と協議が成立した者を含む。)又は第三条第一項若しくは第二項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第十一条第二項又は次条第二項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(監督処分)

第九条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、第三条第一項若し

くは第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分違反した者

二 第三条第三項の規定により許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第三条第一項又は第二項の許可を受け

た者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第三条第一項又は第二項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。

き。

三 前二号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(届出)

第十条 次の各号の一に該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

一 法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

二 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

三 第一号に掲げる者が法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

四 法第十一条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必

要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。

五 前条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。

(管理の委託)

第十一条 知事は、都市公園の保全に関する事務を財団法人鳥取県都市公園協会に委託する。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第十二条 第六条から第八条まで及び第十条の規定は、法第二十三条第三項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第二条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

二 第三条第一項又は第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる行為をした者

三 第五条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者

四 第九条第一項又は第二項の規定による知事の命令に違反した者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

第十六条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その

徴収を免れた額の五倍に相当する額以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一(第六条関係)

区	分	申請書の記載事項
法第五条第二項の 条例で定める事項	公園施設を設けようとする場合	一 設置の目的 二 設置の期間 三 設置の場所 四 公園施設の構造 五 公園施設の外観 六 公園施設の管理の方法 七 工事の実施方法 八 工事の着手及び完了の時期 九 都市公園の復旧方法 十 その他参考となるべき事項
	公園施設を管理しようとする場合	一 公園施設の種類及び場所 二 管理の目的 三 管理の期間 四 管理の方法 五 その他参考となるべき事項
許可を受けた事項を変更しようとする場合		当該変更に係る事項

別表第二(第八条関係)

区	分	使 用 料	
		単 位	金 額
法第五条第二項の許可	公園施設の設置	一平方メートルにつき一年	二二〇円
	公園施設の管理	一平方メートルにつき一月	九三〇円
法第六条第一項又は第三項の許可	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	一本につき一年	五〇五円
	送電塔	一平方メートルにつき一年	二九五円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が〇・二メートル未満のもの	四五円
		外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	九〇円
		外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	二二〇円
	外径が一メートル以上のもの	一メートルにつき一年	四〇〇円
	ハンドホール又はマンホール	一個につき一年	六九〇円

法第六条第二項の条例で定める事項

- 一 占用物件の外観
- 二 占用物件の管理の方法
- 三 工事の実施方法
- 四 工事の着手及び完了の時期
- 五 都市公園の復旧方法
- 六 その他参考となるべき事項

第三條第一 項又は第二 項の許可	郵便差出箱	年一個につき一	五五円
	公衆電話所	年一個につき一	二二〇円
その他のもの	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	一平方メートルにつき一日	一円
	標識	年一本につき一	五〇五円
物品の販売その他の営業	一平方メートルにつき一年	二二〇円	
	一平方メートルにつき一日	一円	
集会、展示会その他これらに類する催し	一平方メートルにつき一日	一円	

備考

一 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル未満若しくは一メートル未満の端数があるときは、それぞれ一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

二 公園施設の設置の期間若しくは使用料の額が年額で定められているものの占用の期間が一年未満であるとき、又はこれらの期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、公園施設の管理の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

三 一件の使用料の額が百円未満である場合における当該使用料の額は、百円とするものとする。

鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十二号

鳥取県立社会教育センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十条の規定に基づき、鳥取県立社会教育センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 社会教育の振興に資するため、鳥取県立社会教育センター（以下「社会教育センター」という。）を鳥取市に設置する。

(職員)

第三条 社会教育センターに、事務職員その他の所要の職員を置く。

(利用の許可)

第四条 社会教育センターを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第五条 社会教育センターの利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第七条 教育委員会は、社会教育センターの施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県教育文化財団に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、社会教育センターの管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

別表 (第五条関係)

一 施設使用料

区 分	金 額
大ホール	一時間につき 一、六五〇円

備考

大研修室	一時間につき 六五〇円
中研修室	一時間につき 一七五円
小研修室	一時間につき 一二五円
団体交流室	一平方メートルにつき一月 六九〇円

1 大ホール又は研修室の利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

2 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が一平方メートル未満若しくは一月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に一平方メートル未満若しくは一月未満の端数があるときは、それぞれ一平方メートル又は一月として計算するものとする。

3 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に、大ホール又は研修室については当該額の二割に相当する額、団体交流室については知事が別に定める額を加算するものとする。

二 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十三号

特別職の職員との給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条、第四条関係)

職 名	給与の額		
	給与の名称	給 与	の 額
議 会 の 議 員	議 長	報 酬	月 額
	副 議 長	"	五 六 〇、〇 〇 〇 円
	議 員	"	四 八 〇、〇 〇 〇 円
知 事	給 料	"	四 五 〇、〇 〇 〇 円
副 知 事	"	"	七 九 〇、〇 〇 〇 円
出 納 長	"	"	六 一 〇、〇 〇 〇 円
出 納 長	"	"	五 二 〇、〇 〇 〇 円
教育委員会の委員	委員長	報 酬	一 二 五、〇 〇 〇 円

内水面漁場管理委員会の委員	海 区 漁 業 調 整 委 員 会 の 委 員	収 用 委 員 会 の 委 員		地 方 勞 働 委 員 会 の 委 員			人 事 委 員 会 の 委 員		監 査 委 員		選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員				
		委 員	会 長	委 員	会 長	公 益 委 員	委 員	委 員 長	知 識 経 験 を 有 す る 者 の う ち か ら 選 任 さ れ た 監 査 委 員	議 会 の 議 員 の う ち か ら 選 任 さ れ た 監 査 委 員	委 員	委 員 長	委 員		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		
三 四、〇 〇 〇 円	四 一、〇 〇 〇 円	三 四、〇 〇 〇 円	四 一、〇 〇 〇 円	三 七、〇 〇 〇 円	四 五、〇 〇 〇 円	九 〇、〇 〇 〇 円	一 〇 五、〇 〇 〇 円	一 二 五、〇 〇 〇 円	一 〇 五、〇 〇 〇 円	一 二 五、〇 〇 〇 円	一 三 五、〇 〇 〇 円	六 〇、〇 〇 〇 円	七 五、〇 〇 〇 円	九 五、〇 〇 〇 円	一 〇 五、〇 〇 〇 円

公安委員会の委員	委員長	〃	〃	一、二五、〇〇〇円
	委員	〃	〃	一〇五、〇〇〇円
専 門 委 員 員		〃	一日につき 一〇、〇〇〇円 以内	
附屬機関の委員その他これに類する構成員		〃	〃	五、二〇〇円
選 挙 分 会 長		〃	〃	五、〇〇〇円
選 挙 分 会 長		〃	〃	五、〇〇〇円
審 査 分 会 長		〃	〃	五、〇〇〇円
選 挙 立 会 人		〃	〃	四、〇〇〇円
審 査 分 会 立 会 人		〃	〃	四、〇〇〇円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、昭和五十四年九月一日から適用する。ただし、改正後の条例別表中審査分会会長及び審査分会立会人に関する規定は、同月十四日から適用する。
- 3 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和五十四年九月一日（審査分会会長及び審査分会立会人については、同月十四日）以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

（鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正）

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「百三十二万円」を「百三十七万円」に、「七百九十二万円」を「七百九十七万円」に改める。

（恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正）

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（昭和四十一年十月

鳥取県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次のイ）又はロ）の表」を「次の表」に、「これらの表」を「同表」に、「昭和五十三年四月分」を「昭和五十四年四月分」に改め、同項のロ）の表を削り、イ）の表を次のように改める。

退職年金又は遺族年金	六十五歳以上の者に給する退職年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金
	六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短恩給年限以上	六四七、〇〇〇円
六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	四八五、三〇〇円
	九年以上	九年以上退職年金についての最短恩給年限以上	三三三、五〇〇円
遺 族 年 金	遺 族 年 金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	四八五、三〇〇円
	九年以上	九年以上退職年金についての最短恩給年限以上	三三三、五〇〇円
遺 族 年 金	遺 族 年 金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	四二〇、〇〇〇円
	九年以上	九年以上退職年金についての最短恩給年限以上	三二五、〇〇〇円
遺 族 年 金	遺 族 年 金	九年以上退職年金についての最短恩給年限未満	二二〇、〇〇〇円
	九年以上	九年以上退職年金についての最短恩給年限以上	二二〇、〇〇〇円

第二条第四項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

(恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部改正)

第三条 恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する退職年金又は遺族年金で、八十歳以上の者に給す

るもの昭和五十四年六月分以降の年額に関する同項の規定の適用については、同項中「三分の一(その超える年数が十三年に達するまでは、三分の二)」とあるのは、「三分の二」とする。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「七万二千円」を「八万四千円」に、「四万八千円」を「六万円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

附則第六項中「三万六千円」を「四万八千円」に、「四万八千円」を「六万円」に、「七万二千円」を「八万四千円」に、「八十五万二千円」を「九十九万九千円」に、「六十五万九千円」を「七十八万九千円」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年七月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十三年六月分」を「昭和五十四年六月分」に、「四十六万二千三百三十二円」を「四十七万七千九百七十二円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から適用する。

- 一 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「年金条例」という。)
第二十三条ノ二第一項の規定、第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(以下「昭和四十一年改定条例」という。)
第二条第一項及び第四項の規定、第四条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(以下「条例第三十七号」という。)
附則第六項ただし書の規定並びに附則第八項及び第九項の規定 昭和五十四年四月一日
- 二 第三条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例第二条第三項の規定、第四条の規定による改正後の条例第三十七号附則第五項及び附則第六項本文の規定並びに第五条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例附則第三項の規定 昭和五十四年六月一日
- (遺族年金に関する経過措置)
- 3 条例第三十七号附則第五項又は附則第六項の規定による年額の加算をされた遺族年金については、昭和五十四年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ第四条の規定による改正後の条例第三十七号附則第五項又は附則第六項に規定する年額に改定する。
- 4 昭和五十四年四月分及び同年五月分の遺族年金の年額に係る加算に関する第四条の規定による改正後の条例第三十七号附則第六項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「九十九万円」とあるのは「八十八万四千円」と、「七十八万五千円」とあるのは「六十七万五千円」とする。
- 5 昭和五十四年四月分及び同年五月分の六十歳以上の者又は六十歳未満

の妻で扶養遺族である子(条例第三十七号附則第五項第一号に規定する扶養遺族である子をいう。次項において同じ。)を有するものに給する遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「四二〇、〇〇〇円」とあるのは「三七四、五〇〇円」と、「三一五、〇〇〇円」とあるのは「二八〇、九〇〇円」と、「二一〇、〇〇〇円」とあるのは「一八七、三〇〇円」とする。

- 6 昭和五十四年四月分から同年九月分までの六十歳未満の者(扶養遺族である子を有する妻を除く。)に給する遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十四号)附則別表」とする。
- (職権改定)
- 7 附則第三項から前項までの規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。
- (恩給の年額の改定の場合の端数計算)
- 8 附則第三項から附則第六項までの規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給の年額とする。
- (多額所得による恩給停止についての経過措置)
- 9 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

附則別表(附則第六項関係)

遺族年金	遺族年金の基礎在职年に算入されている実在职年の年数	金額
六十歳未満の妻又は子に給する遺族年金	退職年金についての最短期間給年 限以上	三三三、五〇〇円
六十歳未満の者に給する遺族年金(妻又は子に給する遺族年金を除く。)	九年以上退職年金についての最短期間給年 限未満	二四二、七〇〇円
	九年未満	一六一、八〇〇円
	退職年金についての最短期間給年限以上	二四二、七〇〇円

鳥取県国土利用計画地方審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

鳥取県国土利用計画地方審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県国土利用計画地方審議会条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「二十二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十六号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

肢体不自由児童施設	鳥取県立皆生養護園
肢体不自由児童施設	鳥取県立整肢学園
肢体不自由児童施設	鳥取県立鳥取療育園

<p>第八条の表中</p>	<p>肢体不自由児養護施設</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>	<p>社会福祉 鳥取県厚 業団</p>
	<p>別養護老人ホーム</p>	<p>米子市</p>	<p>鳥取県 鳥取県</p>
	<p>立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>米子市</p>	<p>鳥取県立米子特</p>
<p>立智頭特別養護老人ホーム</p>	<p>八頭郡智頭町</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>	<p>鳥取県立整肢学園</p>
<p>に改める。</p>	<p>に、</p>	<p>鳥取県立鳥取療育園</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>米子市</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市</p>
<p>米子市</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市</p>
<p>米子市</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市</p>

<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和五十四年十一月一日から施行する。</p>	<p>に改める。</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>
	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立智頭特別養護老人ホーム</p>
	<p>に、</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>八頭郡智頭町</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>
<p>を</p>	<p>を</p>	<p>鳥取県立米子特別養護老人ホーム</p>	<p>鳥取県立皆生養護園</p>

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「四十五歳」を「六十五歳」に改め、同条第二項第二号中「他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度」の下に「（以下「他の地方公共団体共済制度」という。）」を加える。

第四条第二項第一号中「申請者」を「申込者（以下「加入申込者」という。）」に改め、同項第二号中「すでに」を「既に」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（特約条項の付加）

第四条の二 加入申込者又は加入者は、次の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、知事に特約条項の付加を申し込むことができる。

一 加入申込者にあつては、四十五歳未満の者であるとき。

二 加入者にあつては、加入時に四十五歳未満であり、かつ、六十五歳に達していない者であるとき。

2 知事は、前項の申込みがあつた場合においては、次の各号の一に該当するときは除くほか、特約条項の付加の承認をしなければならない。

一 特約条項の付加の申込者が前項に定める特約条項の付加の申込資格を有しない者であるとき。

二 特約条項の付加の申込者が特約条項の付加時において心身障害者扶養保険契約の被保険者となることができない者であるとき。

三 特約条項の付加の対象となる心身障害者について、既に特約条項が付加されているとき。

（口数追加条項の付加）

第四条の三 加入申込者又は加入者は、次の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、知事に口数追加条項の付加を申し込むことができる。

一 加入申込者にあつては、四十五歳以上の者であるとき。

二 加入者にあつては、加入時に四十五歳以上であり、かつ、六十五歳に達していない者であるとき。

2 前条第二項の規定は、前項の口数追加条項の付加の申込みがあつた場合について準用する。

（特約条項等の付加の特例）

第四条の四 特約条項又は口数追加条項の付加の申込者（以下この条において「特約条項等申込者」という。）が、転入の直前まで他の地方公共団体共済制度の特約条項又は口数追加条項の付加をしていた者で、転入後直ちに共済制度の特約条項又は口数追加条項の付加をするものである

ときは、これらの者は、第四条の二第二項第一号又は前条第一項第一号の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者とする。この場合においては、第四条の二第二項第二号（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 特約条項等申込者が第三条第二項の規定による加入申込者（前項の規定に該当する者を除く。）であるときは、第四条の二第二項第二号又は前条第一項第二号中「加入者」とあるのは「加入申込者」と、「加入時」とあるのは「他の地方公共団体共済制度の加入時」として、これらの規定を適用する。

3 特約条項等申込者が第三条第二項の規定の適用を受けて加入者となつた者であるときは、第四条の二第二項第二号又は前条第一項第二号中「加入時」とあるのは、「他の地方公共団体共済制度の加入時」として、これらの規定を適用する。

第五条を次のように改める。

（掛金等の納付）

第五条 加入者（第十七条第一項第二号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、別表第一に定める額の掛金を納付しなければならない。ただし、六十五歳以上の加入者で共済制度に二十年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

2 第四条の二第二項の特約条項の付加の承認を受けた者（以下「特約付加入者」という。）又は第四条の三第二項において準用する第四条の二第二項の口数追加条項の付加の承認を受けた者（以下「口数追加付加入者」という。）は、特約条項又は口数追加条項の付加の承認を受けた日

の属する月から、規則で定めるところにより、別表第二に定める額の加算掛金を納付しなければならない。ただし、六十五歳に達した日以後最初に到来する特約条項又は口数追加条項の付加の承認を受けた日の年単位の応当日に達している加入者で、二十年以上継続して特約条項又は口数追加条項の付加をしているものは、加算掛金の納付を要しない。

3 第三条第二項の規定の適用を受けて加入者となつた者又は前条第一項の規定の適用を受けて特約付加入者若しくは口数追加付加入者となつた者に係る第一項ただし書又は前項ただし書の規定の適用については、他の地方公共団体共済制度の加入の期間又は特約条項若しくは口数追加条項の付加の期間は、すべて共済制度の加入の期間又は特約条項若しくは口数追加条項の付加の期間とみなす。

第六条の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「掛金」を「掛金又は加算掛金」に改める。

第七条の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「掛金」を「掛金又は加算掛金」に改める。

第八条に次の一項を加える。

3 第一項の加入者が特約付加入者又は口数追加付加入者であるときは、前項の額に二万円を加算する。ただし、年金の給付が廃疾による場合であつて、その廃疾が規則で定めるものであるときは、この限りでない。

第十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「加入期間」を「加入の間」に、「加入者については」を「ときは」に改める。

第十四条第三項中「第四項」を「第三項」に、「の加入期間の計算」を「又は前項ただし書の期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の加入者(第十七条第一項第二号ただし書の規定に該当する加入者を除く。)が特約付加入者又は口数追加付加入者であるときは、前項の額に二万円を加算する。ただし、特約条項又は口数追加条項の付加の期間が一年に満たないときは、この限りでない。

第十五条第一項中「年金給付保険金」及び「年金」の下に「の全部又は一部」を加える。

第十七条の見出しを「(地位の喪失等)」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一 死亡したとき。

第十七条第一項第五号中「他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度」を「他の地方公共団体共済制度」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「二箇月間」を「三箇月間」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 廃疾となつたとき。ただし、特約付加入者又は口数追加付加入者である加入者が廃疾となつた場合において、その廃疾が規則で定められるものであるときを除く。

第十七条第二項を次のように改める。

2 特約付加入者又は口数追加付加入者は、次の各号の一に該当する場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から特約付加入者又は口数追加付加入者としての地位を失う。

- 一 特約条項又は口数追加条項の付加の取消しの申出をしたとき。
 - 二 加算掛金を三箇月間滞納したとき。
- 第十七条に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその地位を失つた者に対しては、既に納付した掛金又は加算掛金は、返還しない。

第十八条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第五号中「掛金」を「掛金若しくは加算掛金」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。
(年齢の計算)

第二十条 この条例における年齢は、毎年四月一日における満年齢とし、その年の四月一日から翌年の三月三十一日までの間適用する。

別表を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

一 加入時に四十五歳未満であつた加入者

掛金納付時の年齢の区分	掛金(月額)
三十五歳未満の者	一、〇〇〇円
三十五歳以上四十五歳未満の者	一、三〇〇円
四十五歳以上の者	一、五〇〇円

二 加入時に四十五歳以上であつた加入者

加入時の年齢の区分	掛金(月額)
四十五歳以上五十歳未満の者	三、二〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	四、一〇〇円

五十五歳以上六十歳未満の者	五、三〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	六、八〇〇円

備考 この表において「加入時」とは、第三条第二項の規定の適用を受けて加入者となつた者については、他の地方公共団体共済制度の加入時をいう。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第五条関係)

一 特約付加入者

特約条項の付加時の年齢の区分	加算掛金(月額)
三十五歳未満の者	一、四〇〇円
三十五歳以上四十歳未満の者	一、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満の者	二、六〇〇円
四十五歳以上五十歳未満の者	三、二〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	四、一〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	五、三〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	六、八〇〇円

二 口数追加付加入者

口数追加条項の付加時の年齢の区分	加算掛金(月額)
四十五歳以上五十歳未満の者	三、二〇〇円
五十歳以上五十五歳未満の者	四、一〇〇円
五十五歳以上六十歳未満の者	五、三〇〇円
六十歳以上六十五歳未満の者	六、八〇〇円

備考 この表において「特約条項の付加時」又は「口数追加条項の付加時」とは、第四条の四第一項の規定の適用を受けて特約付加入者又は口数追加付加入者となつた者については、他の地方公共団体共済制度の特約条項又は口数追加条項の付加時をいう。

附 則

- この条例は、昭和五十四年十一月一日から施行する。
- この条例の施行の日の前日に鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入していた者でこの条例の施行の日以後引き続き加入するものに対する改正後の鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の規定の適用については、四十五歳未満で加入した者とみなす。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十四年	渡	境港市渡町
------	---	-------

四〇
を

五十四年	五十四年	五十四年
和田第三	末恒第十	渡
倉吉市馬場町	鳥取市美萩野一丁目	境港市渡町

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】